

内閣参質二一七第四九号

令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出台湾總統の就任式に際して中国総領事から国内の地方自治体及び地方議員に対して届いた要望に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出台湾総統の就任式に際して中国総領事から国内の地方自治体及び地方議員に

対して届いた要望に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府として、神戸市長宛に御指摘の文書が届いたことは把握しているが、その他の宛先については網羅的に把握していない。我が国政府の対応について、現時点で答えすることは控えたい。

三について

昭和四十七年の日中共同声明は、法的拘束力を有するものではない。

四について

御指摘の「平成二十八年に飯島勲内閣官房参与が蔡英文氏の総統就任式出席のため、台湾を訪問した」と及び「同氏が台湾訪問」については、同参与の一個人としての活動等に関わるものであり、政府としてお尋ねについてお答えする立場にない。